

## 令和2年度 南越前町みらい創造活動推進事業実施要項

### 1 目的

持続可能な活力ある地域づくりを進めるためには、町の将来を担う人材の育成が重要です。特に、若い世代は地域との関わりが希薄化しており、若い世代が主体的に地域を楽しむきっかけを創出する必要があります。

しかし、若い世代のうち大学生等は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入の減少により、学びの継続に支障が生じています。また、地域での調査研究やイベントの中止等、学生が地域をフィールドに学び、挑戦する機会が減少しています。

地域における観光や交流においても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は大きく、地域経済の疲弊、各種交流の停滞など、新たな課題や変化への対応が求められています。

南越前町では、学生の「学びの継続」、時代に即した「地域での挑戦」を広く支援することにより、地域に貢献できる人材の育成及び地域の活性化を図ることを目的とした「みらい創造活動推進事業」を実施します。現地やオンラインなど多彩な形で南越前町をフィールドとし、地域で挑戦する学生のユニークな取組を応援します。

### 2 参加資格

以下の要件を全て満たしている方が対象です。

個人及びグループでの参加が可能です。グループで参加する場合も、メンバー全員が以下の要件を満たしている必要があります。申込みは1人につき、1件とします。

- (1) 平成4年4月2日生～平成14年4月1日生
- (2) 大学（大学院含む）、短期大学、専門学校（専修学校含む）に在学している学生
- (3) 南越前町での活動（以下「まちみらいチャレンジ」という。）に意欲があり、主体的・積極的な活動ができる方

※参加者の居住地は、県内・県外を問いません。

### 3 まちみらいチャレンジ

「まちみらいチャレンジ」とは、以下の要件を全て満たす活動とします。

- (1) 令和2年9月の参加決定後から令和3年2月の活動報告書提出までに取り組む、以下のいずれかの活動であること。

区分	内容
テーマ部門	以下から1つを選択し、活動を実施 ① 南越前町の「観光・食・特産品」のPRに関する取組 …南越前町の観光・食・特産品のPRに関する取組を提案・実施 ② 南越前町の「移住促進（暮らしの魅力発信）」に関する取組 …南越前町の移住促進（暮らしの魅力発信）に関する取組を提案・実施 ③ 南越前町を「楽しむ」企画

	…「南越前町×若い世代×楽しむ」を生み出す取組を提案・実施
フリーアイデア 部門	南越前町に関連するものを自由に設定し、活動を実施

※「まちみらいチャレンジ」は、南越前町に来町して実施する活動が必須ではありません。移動に制限がなく状況が許す場合は、南越前町に来町しての活動も可能です。来町できない場合でも、町内在住者やゆかりのある方の協力を得るなど、どのように南越前町との関わりを持つかを含めて工夫してください（相談に応じます）。

- (2) 活動状況及び成果の周知広報等の情報発信を積極的に行う活動であること。
- (3) 宗教的活動または政治、公序良俗に反する活動でないこと。
- (4) 特定の企業や団体または個人の利益を追求する活動でないこと。

#### 4 募集件数

各部門合わせて 20 件程度

#### 5 賞金

##### (1) 参加賞 (20 件程度)

活動開始前の審査により、参加が決定した者に参加賞を授与します。

- ・1 件あたり 10 万円

※令和 2 年 10 月に参加決定者本人名義の指定口座に振り込む予定。

##### (2) 表彰

活動終了後の審査により、特に優秀な活動をした者を表彰します。

- ・最優秀賞 (10 万円)、優秀賞 (5 万円)、優良賞 (3 万円)、審査員特別賞 (1 万円)

※令和 3 年 3 月に表彰者本人名義の指定口座に振り込む予定。

#### 6 審査方法

- ・書類審査 (提出書類による審査)

※メールや電話等でヒアリングを実施する場合があります。

※審査基準に従い審査の上決定します。審査結果 (参加決定) は、令和 2 年 9 月中を目途にメールで通知予定です。

#### 7 審査基準

- (1) 南越前町に関する活動であり、その目的が明確で、活動の経験をその後どう活かすのかが明瞭に記載されており、活動への意欲があること。
- (2) 南越前町での活動状況及び成果について、積極的な情報発信を行う内容であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症予防の視点を持ち、予防策・対応策等を考えた計画であり、活動の確実な実施が見込めること。
- (4) 南越前町にゆかりのある方 (出身者、滞在・活動経験者等) を優先する。

## 8 参加方法

令和2年8月17日（月）から9月16日（水）までに、以下の書類（様式1、2）を南越前町観光まちづくり課にメールで提出してください。

- ・参加申込書兼活動計画書（様式1）
- ・在学を証明する書類（様式2） ※在学証明書または学生証の写しを貼付

## 9 参加決定後

### （1）賞金の受取

参加決定通知受領後1週間以内に、以下の書類（様式3、4）を南越前町観光まちづくり課に郵送で提出してください（様式3、4は押印が必要です）。

- ・口座振込依頼書（様式3） ※通帳またはキャッシュカードの写しを貼付
- ・誓約書兼同意書（様式4）

### （2）活動期間中

- ・活動期間中に、オンライン交流会や中間報告会の実施を予定しています。
- ・活動について、適宜相談ください。

### （3）活動終了後

- ・令和3年2月15日（月）までに、「活動報告書」（様式6）を南越前町観光まちづくり課にメールで提出してください。
- ・令和3年2月下旬に実施する活動報告会（オンラインまたは南越前町）で、活動成果を発表していただきます。活動報告会終了後、アンケートにご協力いただきます。

※活動概要、活動状況、活動報告書の内容は、町の広報紙やホームページ等に掲載します。

## 10 その他注意事項

- ・活動終了後に参加申込みをすることはできません。
- ・原則として、参加決定後の内容の変更はできません。やむを得ず、変更の必要がある場合は事前に申請し、承認を得るか（「変更承認申請書」（様式5）を提出）、中間報告会でご相談ください。
- ・所定の手続を行うことで、参加を辞退することができます。辞退する場合は、賞金全額を返金していただきます。
- ・以下の場合、賞金の一部又は全額の返還を求める場合があります。
  - 報告書を期限内に提出しない場合
  - 報告書等において、活動実態に疑義が生じた場合
  - 誓約書記載内容に反していることが判明した場合
  - 本実施要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合

## 1 1 問合せ先・書類提出先

南越前町観光まちづくり課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

電話：0778-47-8013 メール：kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp

## 1 2 説明会・個別相談会

### ・オンライン説明会

第1回 令和2年8月26日（水）14：00～14：30

第2回 令和2年8月27日（木）14：00～14：30

8月24日（月）までに、南越前町観光まちづくり課にメールでお申込みください。

（氏名、メールアドレス、参加希望回（第1回／第2回）を記入）

### ・オンライン個別相談会

随時希望に応じて実施

南越前町観光まちづくり課にメールでお申込みください。

（氏名、メールアドレス、実施希望日時（第3希望まで）を記入）

※電話やメールでの相談は、随時受け付けます。

## ■スケジュール

参加申込	令和2年9月16日（水）必着 【以下の書類をメールで提出】 〔・参加申込書兼活動計画書（様式1） ・在学を証明する書類（様式2）※在学証明書または学生証の写しを貼付〕
参加決定	令和2年9月中
活動期間	参加決定通知受領後～活動報告書提出まで
誓約書等提出	参加決定通知受領後1週間以内 【以下の書類を郵送で提出（押印必要）】 〔・口座振込依頼書（様式3）※通帳またはキャッシュカードの写しを貼付 ・誓約書兼同意書（様式4）〕
活動報告書提出	令和3年2月15日（月）必着 【以下の書類をメールで提出】 〔・「活動報告書」（様式6）〕
活動報告会	令和3年2月下旬（予定）（オンラインまたは南越前町にて実施）
アンケート提出	令和3年3月中